

～ 岐 阜 県 本 部 た よ り ～

[1]平成30年度 第2回法定研修会のお知らせ

下記のとおり研修会を開催いたしますので、ご出席下さいますようお願いいたします。

【開催日時】 平成30年9月12日(水) 13時30分～16時30分

【開催場所】 岐阜産業会館 5階 第1会議室

岐阜市六条南2丁目11-1 TEL 058-272-3921

【研修内容】 第1部「宅建業法の改正及び免許申請について」 【講師】岐阜県都市建築部 建築指導課宅建係
第2部「レインズ利用ガイドライン」 【講師】(公社)中部圏不動産流通機構
第3部「不動産に係る税制の改正ポイント」 【講師】岐阜北税務署 資産課税課

岐阜産業会館交通のご案内

- 岐阜バス
JR 岐阜(ターミナル内)及び、名鉄岐阜(新岐阜)乗り場より、「県庁」「ふれあい福寿会館」行に乗車。
「産業会館前」下車。
- 駐車場
無料駐車場(370台)があります。

[2]全日ステップアップトレーニング開催のご案内/(公社)全日本不動産協会

宅地建物取引業に初めて従事する方はもちろんのこと、日々の実務の基礎知識の確認など、多くの宅地建物取引業に従事する方に役立つ研修です。今回の講義では、立地適正化計画、2022年問題と田園住居地域、家族信託、民泊についてもお話しいただけますので、初任者以外の方も是非ご参加下さい。

(※当日は、テキスト、お弁当、お茶のご用意をさせていただきます。) 参加ご希望の方は、岐阜県本部事務局(058-272-5968)までご連絡下さい。

【開催日時】平成30年8月31日(金) 10:00～16:30 (受付9:30～)

【開催場所】岐阜産業会館 5階 第1会議室

(岐阜市六条南2丁目11-1 TEL058-272-3921)

【講義内容】

研修科目

- ① 宅地建物取引業法と従業者の基本的心得
- ② 物件調査と価格査定
- ③ 契約書の知識
- ④ 重要事項の説明
- ⑤ 契約の締結、決済・引渡し、登記

【講師】(公社)全日本不動産協会岐阜県本部 理事 名和泰典(午前の部)
 (公社)全日本不動産協会岐阜県本部 理事 高橋邦一(午後の部)

【受講料】全日本不動産協会会員 3,000円

〔3〕豪雨災害義援金について

豪雨災害義援金にご協力を下さいました会員の皆様、誠にありがとうございました。

つきましては、豪雨災害義援金の募集を、継続させていただき、再度ご案内申し上げます。寄せられました義援金は、総本部の義援口座へ送金し、全国の地方本部から集められた義援金とともに寄付させていただきます。皆様のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げます。

金融機関名：岐阜信用金庫 加納支店
 口座番号：1120536
 名 義：公益社団法人 全日本不動産協会岐阜県本部

〔4〕平成30年度会費の納入について

既にお振込みいただきました方は、ありがとうございました。平成30年度会費未納の方は、至急納入下さるようお願いいたします。

〔5〕新規入会者・諸変更事項について

【新規入会者】新しく入会されました会員の方を紹介します。(7月分)

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	T E L
			専任宅建士氏名	F A X
30. 7. 5	(株)ミライエ不動産	岐阜市東鶉7-7-2	森 浩	058-268-0097
			堀口 悟	058-268-0098
30. 7. 19	(株)システムショップもり	岐阜市川部6-57-2	森 賢市	058-216-3660
			森 賢市	058-239-2805

【諸変更事項】 諸変更事項については次の通りです。

届出年月日	商号	変更事項	変更前	変更後
H30.7.12	東建コーポレーション(株)岐阜支店	専任宅建士		野口 伸介
	東建コーポレーション(株)岐阜支店	専任宅建士	野口 伸介	
	東建コーポレーション(株)高山支店	専任宅建士		青木 幸子
H30.7.30	(株)まごころ住宅	専任宅建士	杉島 直樹	藤村 典久
H30.7.30	(有)エイブル不動産	事務所所在地	岐阜市都通 3-19-1	岐阜市今川町 2-22-3
		TEL番号	058-252-6856	058-201-0213
		FAX番号	058-252-6857	058-201-0214

〔6〕免許更新について

免許更新対象の方へは、免許申請書一式をお渡ししておりますので、お早めに更新をお済ませ下さい。

【平成30年12月更新分】

商号	代表者	免許期限(至)
(株)協和	高木 良直	平成30. 12. 24
あすか事務所	三輪 将昭	平成30. 12. 26

※なお、更新の済まれた方は免許申請書の内、**法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(3)、(4)、(8)個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(3)、(8)**の写しを郵送またはFAXにて事務局まで提出願います。新しい従業者証明書が必要な方は事務局までご連絡下さい。(1枚30円にて販売しております。)

[7]事務局夏季休暇について

8月13日(月)～15日(水)3日間を夏季休暇とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[8]「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について/国土交通省

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の設備に関する政令において、宅地建物取引業法施行令について改正を行い、平成30年7月15日から施行されることを、お知らせいたします。詳しくは、(公社)全日本不動産協会ホームページ(<http://www.zennichi.or.jp/2018/07/13/>)をご覧ください。